

政令第百号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十五条の七第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号二中「部分」の下に「及び被保険者の健康の保持増進に係る事業に要する費用に於て交付される部分」を加える。

第十三条第三号中「に限る。」の額の合算額を「当該市町村に被保険者の健康の保持増進に係る事業に要する費用に於て割り当てられる部分を除く。」に限る。の額の合算額に改める。

附則第十三条及び第十四条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十六条及び第十八条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十九条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第二十一条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

2 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出し中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同項第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 安倍 晋三

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三